

議第79号

三島市農業委員会委員定数条例案

三島市農業委員会の選挙による委員定数条例（昭和29年三島市条例第20号）の全部を改正する。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、三島市農業委員会委員の定数は、14人とする。

附 則

この条例は、平成29年7月20日から施行する。

平成28年11月29日提出

三島市長 豊岡 武士